（淀川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十六条　（略）

2・3　（略）

4　淀川水系土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5～10　（略）

11　権利保全対策官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

12・13　（略）

（中国土地改良調査管理事務所）

第二百八十条　（略）

2～11　（略）

12　中国土地改良調査管理事務所に、小阪部川支所、益田支所及び寺間支所を置く。

（南部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十三条　（略）

2～13　（略）

14　南部九州土地改良調査管理事務所に、鹿児島支所を置く。

（地方農政局の事務所及び事業所の所掌事務に関する特例）

第二百八十六条の二　地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、第二百五十一条から前条までの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、地方農政局の事務所又は事業所に、国営の農用地及び農業用施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設に関する災害復旧事業に関する事務並びに土地改良施設の突発事故復旧事業に関する事務を分掌させることができる。

（生産支援課の所掌事務）

第三百条　生産支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　農畜産物（蚕糸を含み、種苗（さとうきび及びばれいしょの種苗、桑苗並びに飼料作物の種苗を除く。）を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三～九　（略）

（監査室並びに広報官、監査官及び管理官）

第三百八十六条　林政課に、監査室並びに広報官一人、監査官五人及び管理官六人を置く。

2～6　（略）

（木材貿易対策室並びに木材専門官、建築物木材利用促進官、木質バイオマス専門官及び国際専門官）

第三百九十条　木材利用課に、木材貿易対策室並びに木材専門官二人、建築物木材利用促進官一人、木質バイオマス専門官一人及び国際専門官一人を置く。

2～4　（略）

（淀川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十六条　（略）

2・3　（略）

4　淀川水系土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5～10　（略）

（新設）

11・12　（略）

（中国土地改良調査管理事務所）

第二百八十条　（略）

2～11　（略）

12　中国土地改良調査管理事務所に、小阪部川支所及び益田支所を置く。

（南部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十三条　（略）

2～13　（略）

14　南部九州土地改良調査管理事務所に、鹿児島支所及び宮崎支所を置く。

（地方農政局の事務所及び事業所の所掌事務に関する特例）

第二百八十六条の二　地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、第二百五十一条から前条までの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、地方農政局の事務所又は事業所に、国営の農用地及び農業用施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設に関する災害復旧事業に関する事務を分掌させることができる。

（生産支援課の所掌事務）

第三百条　生産支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　農畜産物（蚕糸を含み、種苗（桑苗及び飼料作物の種苗を除く。）を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三～九　（略）

（監査室並びに広報官、監査官及び管理官）

第三百八十六条　林政課に、監査室並びに広報官一人、監査官六人及び管理官六人を置く。

2～6　（略）

（木材貿易対策室並びに木材専門官、木質バイオマス専門官及び国際専門官）

第三百九十条　木材利用課に、木材貿易対策室並びに木材専門官二人、木質バイオマス専門官一人及び国際専門官一人を置く。

2～4　（略）